

ご寄付いただく皆様へ

認定特定非営利活動法人
こころの健康を考えるかるがも会

寄付（賛助会費を含む）の 税制優遇措置（寄付金控除）についてのご案内

こころの健康を考えるかるがも会（以下かるがも会）への寄付は、税制優遇措置の対象となっています。所得税、法人税、相続税において、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。なお、**優遇措置を受けるためには申告が必要です**。かるがも会は2020年10月20日、神奈川県より「指定特定非営利活動法人（指定NPO法人）」として指定されました。また、2021年3月31日、横浜市より「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）」として認定されました。

<個人による寄付>

所得税の控除について

かるがも会に対する寄付（賛助会費を含む）は、確定申告を行うことで税金が還付されます。**所得控除**と**税額控除**から、いずれか有利な方を選択することができます。なお、年末調整では申告できませんのでご注意ください。

◎**所得控除**：下記の計算式による金額が所得から控除されます。

$$\text{寄付金合計} - 2,000 \text{円} = \text{寄付金控除額}$$

※寄付金合計の上限は、所得税の40%です。

※所得税率は課税所得により異なります。

◎**税額控除**：下記の計算式による金額が所得から控除されます。

$$(\text{寄付金合計} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

※寄付金合計の上限は、所得税の40%です。

※税控除の対象となる寄付額は、所得税額の25%が上限です。

※多くの場合、税額控除を選択されると所得税額が少なくなり有利となります。

一方、所得税率の高い方は、所得控除を選ばれると還付額が大きくなる場合もあります。詳しくは確定申告の際に最寄りの税務署にてご相談ください。

個人住民税の寄付金税額控除について

お住いの自治体が、かるがも会を「寄付の税制優遇の対象団体」に指定している場合、かるがも会に対する寄付は個人住民税控除の対象となります。

神奈川県では神奈川県にお住いの方のかるがも会に対する 2020 年 1 月 1 日以降の寄付について、個人県民税からの税額控除（4%）の対象となる寄付金として指定を受けています。

また、横浜市では横浜市にお住まいの方のかるがも会にに対する 2021 年 3 月 31 日以降の寄付について個人市民税からの税額控除（6%）の対象となる寄付金としても指定を受けています。

相続税について

相続や遺贈によって取得した財産を相続税の申告期限までにかるがも会に寄付した場合、その支出した金銭は相続税の対象とはなりません。

<法人による寄付>

法人が認定 NPO 法人に対して支出した寄付金（賛助会費を含む）は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、下記の特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

$$\text{（資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\% \text{）} \div 2$$

（普通法人、協同組合等の場合）

※2012 年 4 月施行の税制改正により、損金算入限度額が拡大しました。

※詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。